

平成 29 年 3 月 31 日
消 費 者 庁

「健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、
項目及び額の一部改正（案）」に対する意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣
が定める区分、項目及び額の一部改正（案）」を公表し、広く国民の皆様から御
意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知
らせいたします。

1. 意見募集期間：平成 29 年 2 月 2 日～平成 29 年 3 月 3 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：1 件
4. 寄せられた意見と意見に対する考え方：別紙のとおり

「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正（案）」に対する御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>額の適切性はともかくとして、とろみ調整用食品を加える事は反対ではない。ただし、これは事業者の工夫によって自然になされるものであるため（そもそも、料理だってそうである。）、無理矢理の強制的な規制行政を強制的に行う対象とする事には反対する。（この様なものについて無理矢理な規制行政を行おうとする事は、真っ当な規制行政に対する恨みの混じった意趣返しのような行為であると見る国民も多くいると思われるものである。（消費者庁は、自らがその様な目で見られる省庁である事を、認識しておくべきである。蒟蒻畑騒動もあるが、消費者庁にその様な事が多いのは、社会人であれば気づく事である。））</p>	<p>御意見ありがとうございました。これまでは、液体に添加することでとろみをつける食品については、特別用途食品の対象ではありませんでしたが、今回の告示改正により、「とろみ調整用食品」として、特別用途食品の項目に追加し、えん下困難者の用に適する旨の表示ができることとなります。</p>